

【公布日】 2013-04-19
【公布機関】 国家税務総局公告 2013
年第 19 号

[中国語原文]

国家税务总局关于非居民企业派遣人员在中国境内提供劳务征收企业所得税有关问题的公告

根据《中华人民共和国企业所得税法》及其实施条例、中国政府对外签署的避免双重征税协定（含与香港、澳门特别行政区签署的税收安排，以下统称税收协定）以及《国家税务总局关于印发〈中华人民共和国政府和新加坡共和国政府关于对所得避免双重征税和防止偷漏税的协定及议定书条文解释〉的通知》（国税发〔2010〕75号）等规定，现就非居民企业派遣人员在中国境内提供劳务征收企业所得税有关问题公告如下：

一、非居民企业（以下统称“派遣企业”）派遣人员在中国境内提供劳务，如果派遣企业对被派遣人员工作结果承担部分或全部责任和风险，通常考核评估被派遣人员的工作业绩，应视为派遣企业在中国境内设立机构、场所提供劳务；如果派遣企业属于税收协定缔约对方企业，且提供劳务的机构、场所具有相对的固定性和持久性，该机构、场所构成在中国境内设立的常设机构。

在做出上述判断时，应结合下列因素予以确定：

（一）接收劳务的境内企业（以下统称“接收企业”）向派遣企业支付管理费、服务费性质的款项；

（二）接收企业向派遣企业支付的款项金额超出派遣企业代垫、代付被派遣人员的工资、薪金、社会保险费及其他费用；

（三）派遣企业并未将接收企业支付的相关费用全部发放给被派遣人员，而是保留了一定数额的款项；

（四）派遣企业负担的被派遣人员的工资、薪金未全额在中国缴纳个人所得税；

（五）派遣企业确定被派遣人员的数量、任职资格、薪酬标准及其在中国境内的工作地点。

二、如果派遣企业仅为在接收企业行使股东权利、保障其合法股东权益而派遣人员在中国境内提供劳务的，包括被派遣人员为派遣企业提供对接收企业投资的有关建议、代表派遣企业参加接收企业股东大会或董事会议等活动，均不

[日本語訳文]

非居住者企業の派遣職員の中国国内における役務提供に係る企業所得税徴収に関する問題に関する国家税務総局の公告

「企業所得税法」及びその実施条例、中国政府が対外的に締結した二重課税回避に係る協定（香港及びマカオ特別行政区と締結した租税取極を含め、以下「租税協定」と総称する。）並びに「『所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための中華人民共和国政府とシンガポール共和国政府との間の協定及び議定書の条文解釈』の印刷発布に関する国家税務総局の通知」（国税発〔2010〕75号）等の規定に基づき、ここに、非居住者企業の派遣職員の中国国内における役務提供に係る企業所得税徴収に関する問題について次のように公告する。

1、非居住者企業（以下「派遣企業」と総称する。）の派遣職員が中国国内において役務提供する場合において、派遣企業が被派遣職員の業務結果について責任及びリスクの一部又は全部を引き受け、通常被派遣職員の業務業績を審査・評価するときは、派遣企業が中国国内において施設又は場所を設立して役務を提供するものとみなさなければならない。派遣企業が租税協定の締結相手方の企業に属し、かつ、役務を提供する施設又は場所が相対的に固定性及び持続性を有する場合には、当該施設又は場所は、中国国内において設立する恒久的施設を構成する。

上記判断をする際は、次に掲げる要素を考慮して確定しなければならない。

（1）役務を受け入れる国内企業（以下「受入企業」と総称する。）が派遣企業に対して管理費又は役務費の性質の金員を支払うこと。

（2）受入企業が派遣企業に対して支払う金員の金額が、派遣企業が被派遣職員に立替払いし、又は代理支払する賃金、給与及び社会保険料その他の費用を超えること。

（3）派遣企業が受入企業の支払う関連費用を全部は被派遣職員に支給せず、一定金額の金員を留保していること。

（4）派遣企業の負担する被派遣職員の賃金又は給与が中国において全額により個人所得税を納付されていないこと。

（5）派遣企業が被派遣職員の数、職務就任資格、給与報酬標準及び当該被派遣職員の中国国内における業務場所を確定すること。

2、派遣企業が受入企業において株主の権利を行使し、又はその適法な株主権益を保障するためにのみ職員を派遣し中国国内において役務を提供させる場合には、被派遣職員が派遣企業のために受入企業に係る投資に対する関係建議を提供し、又は派遣企業を代表して受入企業の株主総会若しくは董事会議等に参加

因该活动在接收企业营业场所进行而认定为派遣企业在中国境内设立机构、场所或常设机构。

三、符合第一条规定的派遣企业和接收企业应按照《非居民承包工程作业和提供劳务税收管理暂行办法》（国家税务总局令第19号）规定办理税务登记和备案、税款申报及其他涉税事宜。

四、符合第一条规定的派遣企业应依法准确计算其取得的所得并据实申报缴纳企业所得税；不能如实申报的，税务机关有权按照相关规定核定其应纳税所得额。

五、主管税务机关应加强对派遣行为的税收管理，重点审核下列与派遣行为有关的资料，以及派遣安排的经济实质和执行情况，确定非居民企业所得税纳税义务：

（一）派遣企业、接收企业和被派遣人员之间的合同协议或约定；

（二）派遣企业或接收企业对被派遣人员的管理规定，包括被派遣人员的工作职责、工作内容、工作考核、风险承担等方面的具体规定；

（三）接收企业向派遣企业支付款项及相关账务处理情况，被派遣人员个人所得税申报缴纳资料；

（四）接收企业是否存在通过抵消交易、放弃债权、关联交易或其他形式隐蔽性支付与派遣行为相关费用的情形。

六、主管税务机关根据企业所得税法及本公告规定确定派遣企业纳税义务时，应与被派遣人员提供劳务涉及的个人所得税、营业税的主管税务机关加强协调沟通，交换被派遣人员提供劳务的相关信息，确保税收政策的准确执行。

七、各地在执行本公告规定对非居民企业派遣人员提供劳务进行税务处理时，应严格按照有关规定为派遣企业或接收企业及时办理对外支付相关手续。

八、本公告自2013年6月1日起施行。本公告施行前发生但未作税务处理的事项，依据本公告执行。

特此公告。

する活動を含め、いずれも当該活動が受入企業の営業場所において実行されることによっては、派遣企業が中国国内において施設、場所又は恒久的施設を設立するものと認定しない。

3、第1条の規定に適合する派遣企業及び受入企業は、「非居住者による工事作業請負及び役務提供に係る租税管理暫定施行弁法」（国家稅務總局令第19号）の規定に従い、稅務登記、備案及び稅金申告その他の租税関連事項の手續をしなければならない。

4、第1条の規定に適合する派遣企業は、法により当該派遣企業が取得した所得を正確に計算し、かつ、事実に基づき企業所得税を申告・納付しなければならない。ありのままに申告することができない場合には、稅務機關は関連する規定に従い当該派遣企業の課税所得額を査定する権利を有する。

5、主管稅務機關は、派遣行為に対する租税管理を強化し、派遣行為と関係する次に掲げる資料並びに派遣の取扱いに係る經濟的実質及び実行状況を重点的に審査確認し、非居住者の企業所得税納稅義務を確定しなければならない。

（1）派遣企業、受入企業及び被派遣職員の間の契約合意又は約定

（2）被派遣職員に対する派遣企業又は受入企業の管理規定。これには、被派遣職員の業務職責、業務内容、業務考査及びリスクの引受け等の面の具体的な規定が含まれる。

（3）受入企業の派遣企業に対する金員支払い及び関連する帳簿の処理状況並びに被派遣職員の個人所得稅申告・納付資料

（4）受入企業に相殺取引、債權放棄、関連取引その他の形式を通じた、派遣行為に関連する費用を隱蔽的に支払う状況が存在するか否か。

6、主管稅務機關は、企業所得稅法及びこの公告の規定に基づき派遣企業の納稅義務を確定する際は、被派遣職員の役務提供がかかわる個人所得稅又は營業稅の主管稅務機關と協調交流を強化し、被派遣職員の役務提供の関連情報を交換し、租稅政策の正確な執行を確保しなければならない。

7、各地は、この公告の規定を執行して非居住者企業の派遣職員の役務提供について稅務処理をする際は、関係する規定に嚴格に従い、派遣企業又は受入企業のため遲滞なく對外支払いに関連する手續をしなければならない。

8、この公告は、2013年6月1日から施行する。この公告の施行前に発生したけれども稅務処理をしていない事項については、この公告により執行する。特に公告する。

翻譯：弁護士法人キャスト パラリーガルチーム